

住民税非課税世帯等を対象とした

エアコンの購入費を補助します

※この補助金は、「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。



熱中症対策による健康被害を予防・2027年度からの家庭用エアコンの省エネ基準引上げを見据え、購入・設置費用の一部を補助します。

対象世帯

大津市民であって、自宅に**エアコンが1台も設置されていない**

(又は故障して動かない)世帯のうち、以下の①～④全てに該当する世帯が対象です。

- ① 世帯員全員の住民税(令和7年度課税分)が非課税であること(令和8年1月1日時点)
- ② 大津市に住民票があり、大津市に居住していること
- ③ 現に居住している住居に使用できるエアコンが1台もないこと(故障もOK)
- ④ 生活保護制度などの他の制度の支給が受けられないこと



対象エアコン

店舗・事業所・ネットなどから購入し、窓や壁に取り付ける**新品のエアコン**

※設置条件によっては、**冷房機能があり室内の温度を下げることのできる機器も対象**(詳細は別途お尋ねください。)



補助対象経費

エアコン本体の購入費用・設置費用(いずれも税込金額)が補助対象経費です

※補助対象経費とならない経費もありますので必ずご確認ください。(詳細は別途お尋ねください。)

重要

- ・エアコンは必ず申請して市から交付決定を受けてから購入・設置してください。
- ・エアコンが自宅に1台もないことや故障のエアコンについては、後日職員が確認に伺います。



補助金額

(注意) 補助できる金額は予算が無くなり次第、終了となります。

最大**5万円**(補助対象経費の2分の1)

※1世帯あたり1台1回限り

申請受付期間

令和8年3月2日(月曜)から10月30日(金曜)まで(当日消印有効)

補助申請をお考えでご自身が補助対象になるかなどお

- ・補助制度の詳細については、QRコードも参照ください。
- ・補助金申請を希望される場合、**事前申請が必要です**。
- ・申請書類を下記まで郵送してください。



大津市御陵町3番1号

大津市役所健康福祉部福祉政策課

エアコン助成担当

☎ 077-528-2654

メール otsu1405@city.otsu.lg.jp



大津市

ホームページ